

令和 7 年度			五十嵐家住宅発掘調査測量業務委託		設計書		審査	
							設計	
委託番号			施工地					
			新潟県東蒲原郡阿賀町 豊実 地内					
		実 施 ・ 元			変 更			
設計額		円			円			
契約額		円			円			
(内消費税額)		(円)			(円)			
工事・履行日数		工事日数 120 日間 又は 完成期限 年 月 日			日間(付与日数 日間) 完成期限 年 月 日			
実 施 (元) 設計概要		発掘調査に伴う測量業務 A=130m ² 数値図化 A=130m ² 微細図作成 1式 空中写真 1回						

＊ ＊ 本業務委託費 ＊ ＊ 内訳表①

	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	直接人件費						実施設計業務 内訳表
		1		式			
直接人件費計							

※※ 本業務委託費 ※※ 内訳表②

[illegible]

＊ ＊ 実施設計業務 内訳表 ＊ ＊

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	1. 基本測量費 トータルステーション及び電子野帳使用						内訳書1-1
		1		式			
	2. 数値図化費						内訳書1-2
		1		式			
	3. 微細図 写真実測						内訳書1-3
		1		式			
	4. 空中写真 ドローン使用 カメラは1インチCMOS 2000万画素程度						内訳書1-4
		1		式			
計							

** 内訳表 ** 1-1

1. 基本測量費

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1. 基本測量費	全体計画費 1業務 測量主任技師									RR0602	
					人						
	4級基準点測量費 2.0点 測量主任技師									RR0602	
					人						
	4級水準測量費 1km 測量主任技師									RR0602	
					人						
	4級水準測量費 1km 測量補助員									RR0612	
					人						
	現地測量(遺構等)費									見積	
		130		m ²							
計											

＊ ＊ 内訳表 ＊ ＊ 1-2

2. 数值図化費

2. 数値図化費		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 数値図化費	費目・工種・施工名称など 作業計画費 1.0式 測量主任技師						RR0602
				人			
	遺構平面図作成						見積
		130.0		m ²			
計							

＊ ＊ 内訳表 ＊ ＊ 1-3

3. 微細図

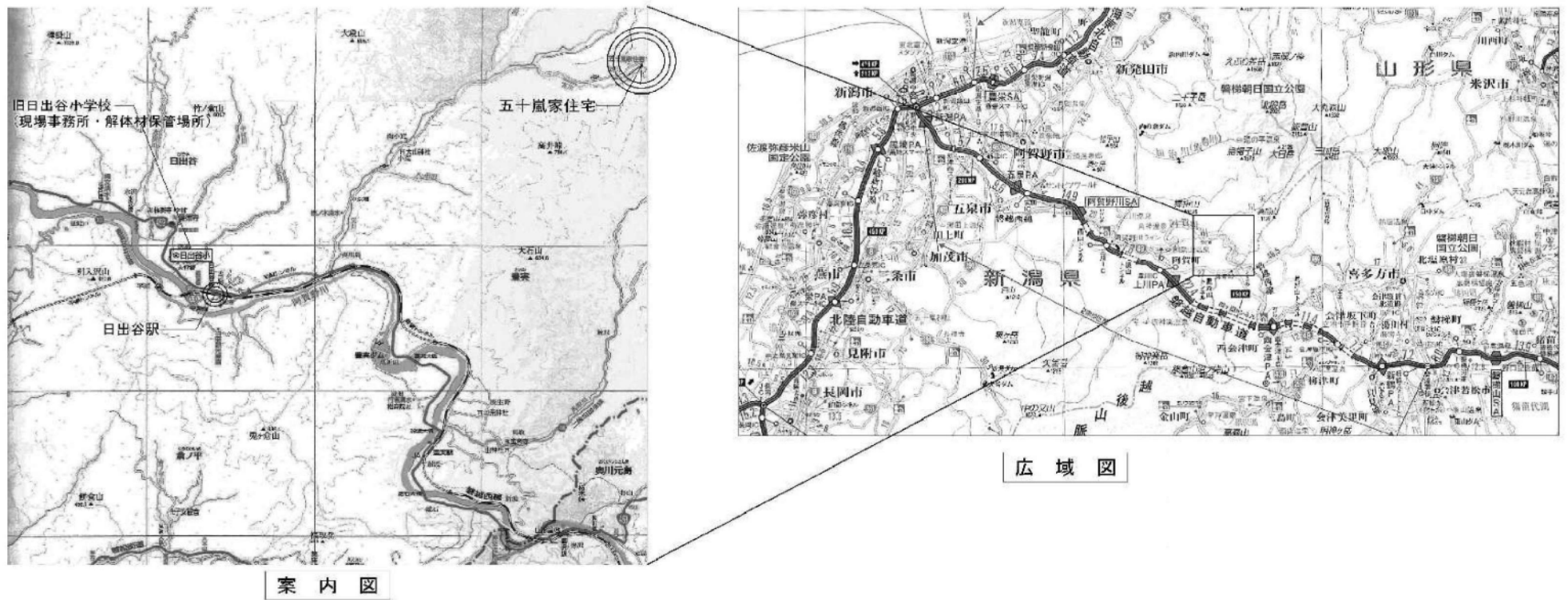
	費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 微細図	標定点座標測量 2箇所						2箇所 見積
		1.0		業務			
	遺物微細写真撮影						写真データ補正含む 見積
		1.0		業務			
	微細図作成 デジタルトレース						微細写真を使用 見積
		2.0		箇所			
計							

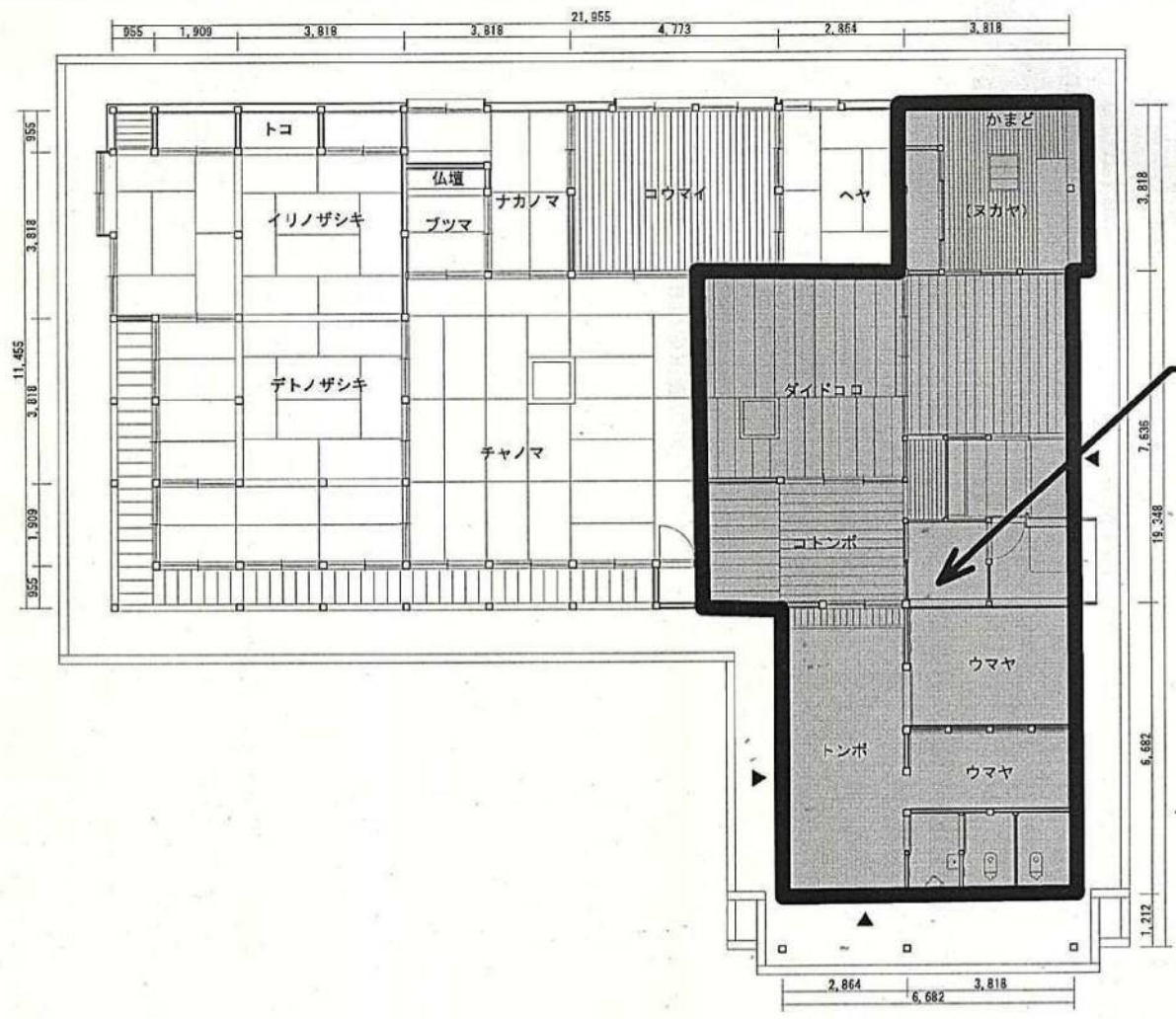
＊ ＊ 内訳表 ＊ ＊ 1-4

4. 空中写真

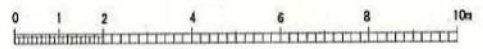
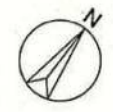
	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. 空中写真	空中写真撮影 ドローン使用 カメラは1インチCMOS 2000万画素程度					見積
		1.0	回			
計						

五十嵐家住宅発掘調査測量業務委託 位置図





調査範囲
A=130m²



五十嵐家住宅発掘調査に係る測量業務委託
(基本測量・数値図化・微細図・空中写真)
に関する測量仕様書

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本仕様書は、阿賀町(以下、「甲」という) が実施する五十嵐家住宅発掘調査のうち、現場測量作業の方法を標準化し、業者(以下、「乙」という) に委託する測量業務に必要な事項を定めたものである。

(作業基準)

第2条 本作業の実施にあたっては、本仕様書によるほか新潟県土木部測量標準仕様書に基づいて行うものとする。

(委託内容)

第3条 本業務において実施する作業内容及び期間は、基本的に以下のとおりとする。

・作業内容

基本測量	1 3 0 m ²
数値図化（遺構平面図作成）	1 3 0 m ²
微細図	
空中写真	

・作業期間 遺跡発掘調査契約時から契約終了までとする。

(疑 義)

第4条 本仕様書に指示なき事項及び作業中に疑義が生じた場合は、甲乙で協議のうえ実施するものとする。

第二章 作 業 概 要

(計画準備)

第5条 乙は、測量範囲、工程等について甲と打ち合せするものとする。

(基本測量)

第6条 測量は次によるものとする。

- (1) トータルステーションと電子野帳を使用し、数値による現況平面を測量する。
- (2) 標高（Z 値）は遺構形状の測点以外にも、甲の指示により底面の値も記録する。
- (3) 測量の回数は発掘調査の進捗状況に合わせて、甲の指示で必要に応じて行う。

(数値図化)

第7条 基本測量にて得たデータに基づき、遺構平面図を作成する。

(微細図)

第8条

- (1) 遺物微細図作成は、写真实測により行う。
- (2) 微細図の対象となる遺物範囲に位置座標を与えるため、標定点を数点設置する。
- (3) 微細図用写真撮影の際、座標データを持った標定点も写し込み写真解析を行い、作成したオルソ画像を元に微細図作成を行う。

(空中写真)

第9条 担当者の指示に従い、ドローンを使用し、必要箇所を空中より撮影する。使用するドローンのカメラは、1インチCMOS、有効画素数は2,000万画素程度とする。

(図化作業)

第10条 図化作業は次によるものとする。

- (1) 図化縮尺は、1:20を基本とし、等高線間隔は10cmとする。
- (2) 基準点及びグリッド杭の座標は、すべて遺構全測図に展開する。
- (3) 図化表現は、遺構の上端・下端・稜線、遺物の出土状況・位置、集石は外周線・稜線・高さの表現(単位)に留意し、詳細は甲の指示により決定する。

(製 図)

第11条 製図は次のとおりとするものとする。

- (1) 校正素図に基づいて、忠実にデジタルトレース(CAD)を行なうものとする。
- (2) トレース誤差は、図上において0.2 mm以内とする。
- (3) 図面種別・方位・縮尺など甲の指示する必要情報は、体裁を考慮して図上に表示する。
- (4) 標準規格A2版、中性紙に行うものとする。
- (5) 黒一色(モノクロ)でトレースする。ただし、データ上は複数色を使用しても良い。

第三章 検査及び成果品

(検 査)

第12条

- (1) 乙は、各工程が終了するごとに甲の検査を受け、承認を得るものとする。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、手直し修正のある場合は、成果品納入後であっても速やかに修正しなければならない。

(成果品)

第13条 納入成果品は、次のとおりとする。

- (1) 平面トレース原図(分割図) (1:20) 一式
[遺構測点及び底面の標高を記入したものとししないもの]
- (2) 同上全体原図(1:200・1:400) 一式
- (3) 分割素図(1:200または1:400) 一式
[(1)の分割図の位置関係を示したもの]
- (4) 上記図のデータ(CD等記憶媒体2組) 一式
[PDF]
- (5) 測量成果簿 一式
[基準点測量、多角点測量、グリッド座標一覧、測点の三次元データ等]
- (6) 図面は「A1用二つ折り図面ファイル」に収納して納品する。
- (7) 遺物分布測量(1:20または、1:40) 一式
[現地測量を実施した遺物分布図及び測量成果簿] 実施数量(m^2)は、分布範囲を m^2 単位で算出し、実施測量面積が分かる素図及び数量を提出すること。
- (8) 遺構・遺物微細測量(1:10) 一式
[遺構・遺物微細図及び測量成果簿] 実施数量は、遺物分布測量同様に算出し測量成果と共に提出すること。
- (9) その他必要とするもの

(その他)

第14条 本業務により製作された図面・データ類等の著作権は、全て阿賀町教育委員会に帰属し、許可なくこれを利用してはならない。